

# ○北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

制 定 平成19年8月7日条例第24号

最近改正 平成20年11月21日条例第9号

## (趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項の規定に基づき、広域連合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (議員報酬)

**第2条** 議員報酬は、支給しない。

## (費用弁償)

**第3条** 議員が公務のため旅行（広域連合議会の会議その他の会議に出席するための旅行を含む。）をしたときは、その旅行に対し、費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、特別職の職員に支給される費用弁償の例による。

## (委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、北海道後期高齢者医療広域連合の設置後最初に行われる議会から適用する。

### 附 則（平19. 11. 22条例34）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

### 附 則（平20. 11. 21条例9）

この条例は、公布の日から施行する。